



市 章

# 大津市公報

令 和 5 年 3 月 1 日  
号 外 ( 第 7 号 )

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 規 則

- 3 大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 4 大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 5 大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 6 大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則…………… 3

## 規 則

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月1日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市規則第3号

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険条例施行規則(昭和37年規則第14号)の一部を次のように改正する。

様式第17号(表)中

その他事業所得		円
不動産所得		円
公的年金等収入金額		円
(年金種別)		年金
山林所得		円
分離譲渡所得 (特別控除前・後)	(前)	円
	(後)	円

に改め、同様式(裏)中「農業所得、その他事業

不動産所得		円	
公的年金等収入金額		円	
(年金種別)		年金	
山林所得		円	
分離課税	短期譲渡所得 (特別控除前・後)	(前)	円
		(後)	円
	長期譲渡所得 (特別控除前・後)	(前)	円
		(後)	円

所得」を「農業所得」に、「分離譲渡所得」を「分離譲渡所得(短期譲渡所得及び長期譲渡所得)」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市国民健康保険条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第4号**

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則（昭和49年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 市長は、受給者又はその保護者の同意に基づき、公簿等により受給者が受給資格の要件を満たすことを確認できるときは、前項に定める更新の申請があったものとみなすことができる。

様式第2号（表）中 「

氏名	
----	--

」 を 「

氏名	
----	--

」

「

--

」に改め、同様式（裏）中「被保険者証又は組合員証等に」及び「添えて」を削る。

様式第2号の2の2（表）中 「

氏名	
----	--

」 を 「

氏名	
----	--

」

「

--

」に改め、同様式（裏）中「被保険者証又は組合員証等に」及び「添えて」を削る。

様式第2号の3及び様式第2号の4中「被保険者証又は組合員証等に」及び「添えて」を削る。

**附 則**

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の大津市医療費助成条例施行規則様式第2号、様式第2号の2の2、様式第2号の3及び様式第2号の4による助成券は、当該助成券に記載された有効期間が満了するまでの間、使用することができる。

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月1日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市規則第5号**

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉医療費助成条例施行規則（昭和58年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「ただし書」を「第1項ただし書」に改め、同条の表第5条の項中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

様式第1号（表）中 「

氏名	
----	--

」 を 「

氏名	
----	--

」

に改め、同様式(裏)中「被保険者証等又は組合員証等に」及び「添え

て」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の大津市老人福祉医療費助成条例施行規則様式第1号による助成券は、当該助成券に記載された有効期間が満了するまでの間、使用することができる。

大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月1日

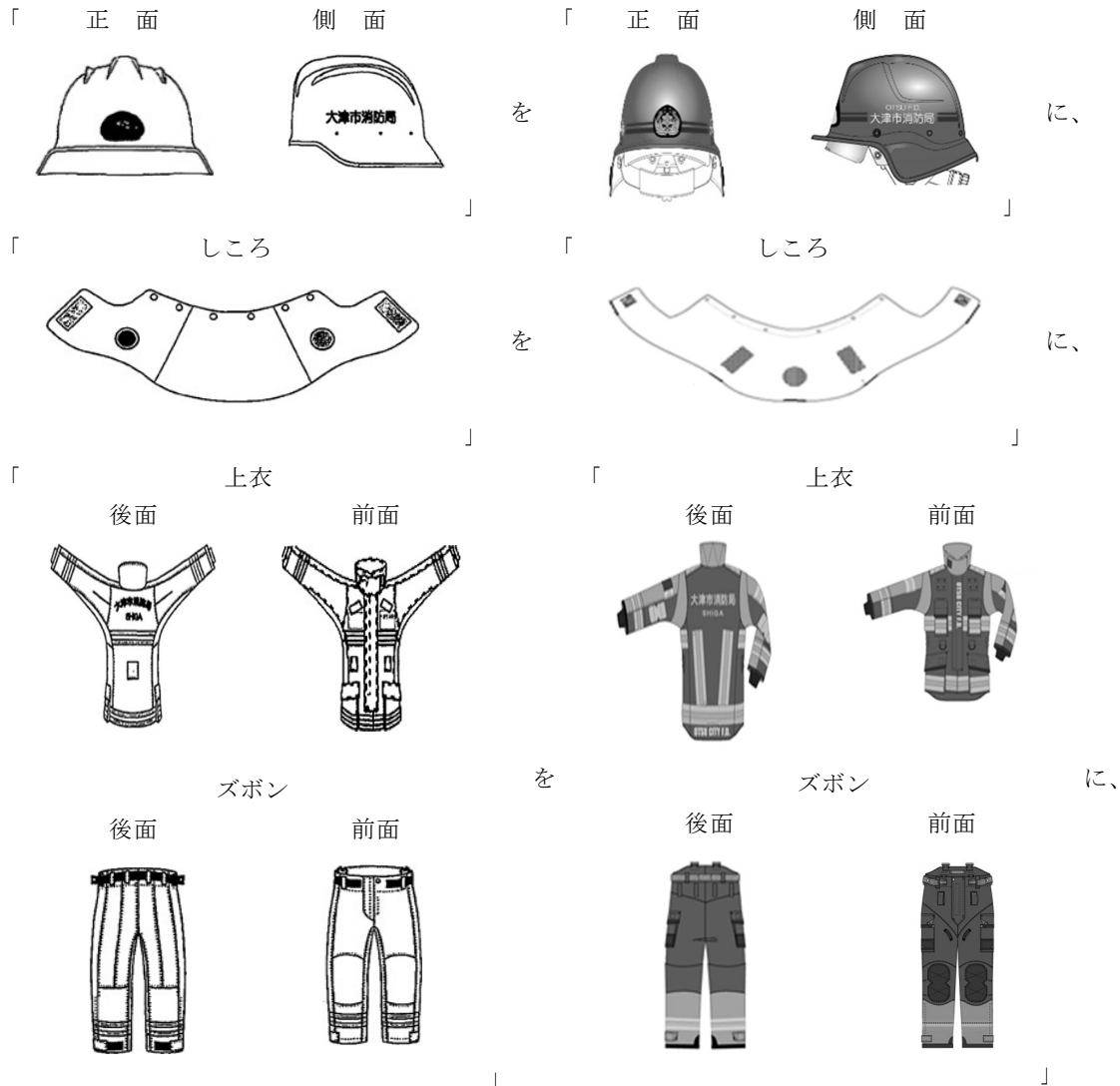
大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第6号

大津市消防吏員の服制に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防吏員の服制に関する規則(昭和38年規則第2号)の一部を次のように改正する。

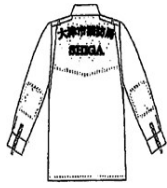
別表防火帽帽体の部色又は地質の項中「銀の強化合成樹脂」を「光沢のある灰色の強化プラスチック」に改め、同部製式の項中「中央に」の次に「「OTSU F. D.」及び」を加え、「1行」を「2行」に改め、同表防火帽しころの部色又は地質の項中「又は橙色」を「、オレンジ又はベージュ」に改め、同表防火衣上衣の部色又は地質の項中「濃紺」を「ベージュ又はオリーブグリーン」に改め、同部製式の項中「左胸部及び後面上部には」を「覆い布表面及び後面下部にあっては「OTSU CITY F. D.」を、後面上部にあっては」に改め、同表靴の部中「編上ゴム長靴」を「革製防火長靴」に改め、同表図中



「

上衣

後面



前面



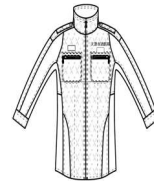
「

上衣

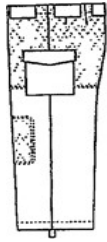
後面



前面



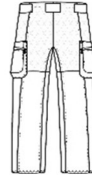
ズボン



を

ズボン

後面



前面



に改める。

」

」

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。